



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

37	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
38	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
39	生活保護法による施術機関の指定	( " ).....	2
40	"	( " ).....	2
41	"	( " ).....	2
42	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	3
43	保安林予定森林	(森林整備課).....	4
44	"	( " ).....	4
45	"	( " ).....	4
46	"	( " ).....	5
47	"	( " ).....	5
48	"	( " ).....	6

### ○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	6
--	-----------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第37号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年2月27日まで縦覧に供する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成23年12月27日

#### 2 名称

特定非営利活動法人紀州ふるさと塾

#### 3 代表者の氏名

森下尚

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市秋葉町5番6号

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山をふるさととする、子どもや大人に対して、ふるさとをよく知るための、フィールドワークや研修、環境啓発を兼ねたウォータースクリーン映画等を行い、又マチの活性化に取り組む、県内外の諸団体との交流、支援等の事業を行い、ふるさとに誇りをもって、住みよい、心が通じ合う、活力ある和歌山にするため、汗をかいてふるさとの豊かなマチづくり人づくりに寄与することを目的と

する。

### 和歌山県告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 59-23	かるがも薬局田辺店	田辺市朝日ヶ丘13-1 朝日ヶ丘センタービル1 03号	平成 23. 10. 1
橋薬 44-23	けやき薬局	橋本市城山台2-45-69	平成 23. 12. 1

### 和歌山県告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田柔 37-23	奥野寛康	すこやか整骨院	田辺市あけぼの44-10	平成 23. 11. 1

### 和歌山県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊柔 16-23	高木基彦	たかぎ鍼灸整骨院	伊都郡かつらぎ町佐野1015	平成 23. 11. 11

### 和歌山県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

伊あ 16-23	村田富紗子	ワールド治療院紀ノ川店	伊都郡九度山町入郷637-3	平成 23. 10. 20
-------------	-------	-------------	----------------	------------------

**和歌山県告示第42号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ニトリ紀三井寺店  
和歌山県和歌山市紀三井寺625番1号 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄  
札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ニトリ
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年8月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,408.7m<sup>2</sup>
- 6 駐車場の収容台数  
88台
- 7 駐輪場の収容台数  
24台
- 8 荷さばき施設の面積  
121.7m<sup>2</sup>
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
36.0m<sup>3</sup>
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後9時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出口1箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日

平成23年12月22日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成24年1月17日から平成24年5月17日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第43号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡上富田町下鮎川字加茂254（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第44号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町高原字下谷51の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第45号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により

告示する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町高原字堂ノ前423の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字堂ノ前423の1 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第46号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町高原字正木634の2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第47号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字野々田611の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字野々田611の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第48号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町温川字桑畑678の8・679の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

#### 都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成24年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画道路（1・5・2号白浜空港フラワーライン線）

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

和歌山県西牟婁郡白浜町才野字廻り田

変更する部分

和歌山県西牟婁郡白浜町富田字上芝

栄字古川、下柳原

中字大森、小森、江崎

才野字両願寺前、権現平、脇ノ谷、開キ、大森、安久川、住居、権現谷、  
西山

字馬ノ一原

字瓜切

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
白浜町建設課

4 縦覧期間

平成24年1月17日から平成24年1月31日まで